吸収合併に係る事後開示書面

（会社法第 801 条第 1 項及び同法施行規則第 200 条に定める書面）

2020 年 12 月 1 日

株式会社クレディセゾン

吸収合併に係る事後開示書面

2020年12月1日

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社クレディセゾン
代表取締役　山下　昌宏

当社は、2020年10月27日付で株式会社ATR家賃保証サービス(以下「ATR家賃保証サービス」といいます)との間で締結した合併契約書に基づき、2020年12月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ATR 家賃保証サービスを吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます)を行いましたので、会社法第801条第1項及び同法施行規則第200条に基づき以下のとおり開示いたします。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日
   2020年12月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過
   (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続
   ATR家賃保証サービスの株主から本合併をやめることの請求はありませんでした。
   (2) 反対株主の株式買取請求
   ATR 家賃保証サービスでは、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づく株主からの株式買取請求はありませんでした。
   (3) 新株予約権買取請求
   ATR家賃保証サービスは、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。
   (4) 債権者の異議
   ATR家賃保証サービスは、会社法第789条第2項の規定に基づき、2020年10月28日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で電子催告を行いましたが、異議申述期限までに、異議を述べた債権者はおりませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過
   (1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続
   本合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、該当事項はありません。
   (2) 反対株主の株式買取請求
   本合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、該当事項はありません。

(3)債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 10 月 28 日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いましたが、異議申述期限までに、異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、ATR 家賃保証サービスの資産・負債及びその他権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2020 年 12 月 9 日（予定）

7. 前各号に掲げる事項のほか、吸収合併に関する重要な事項

会社法第 796 条第 3 項に基づき、本合併に反対する旨を通知した株主はおりませんでした。

以上

別紙

吸収合併に係る事前開示書面

別添のとおりです。

吸収合併に係る事前開示書面

（吸収合併に係る事前備置書面）

2020 年 10 月 27 日

株式会社クレディセゾン
株式会社 ATR 家賃保証サービス

吸収合併に係る事前開示書面

2020 年 10 月 27 日

東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号
株式会社クレディセゾン
代表取締役　山下　昌宏

東京都千代田区内幸町一丁目 5 番 2 号
株式会社ＡＴＲ家賃保証サービス
代表取締役　海東　浩

株式会社クレディセゾンによる株式会社ＡＴＲ家賃保証サービスの吸収合併に係る事前開示

（吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく事前備置書面）
（吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前備置書面）

株式会社クレディセゾン（以下「クレディセゾン」といいます）と株式会社 ATR 家賃保証サービス（以下「ATR 家賃保証サービス」といいます）は、2020 年 10 月 27 日付で締結した吸収合併契約に基づき、2020 年 12 月 1 日を効力発生日として、クレディセゾンを吸収合併存続会社、ATR 家賃保証サービスを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます）を行うこととしました。本合併に関し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める事項並びに、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 合併契約の内容

2020 年 10 月 27 日付で吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社との間で締結した合併契約は、別紙 1 をご参照下さい。

2. 合併対価の相当性に関する事項

クレディセゾンは、本吸収合併の対価として、ATR 家賃保証サービスの発行済株式の全てを保有している株式会社アトリウム（以下「アトリウム」といいます）に対して、アトリウムがクレディセゾンの完全子会社であるため、2020 年 11 月 30 日現在の ATR 家賃保証サービスの貸借対照表を基礎として適正な方法で算定された時価評価の結果に基づく額（純資産額を上限とする）の金銭を交付するものとします。かかる対価の算定方法は、ATR 家賃保証サービスの事業の状況及び本合併により承継される権利義務の内容等を総合的に考慮し、本合併当事者およびアトリウムの協議・交渉を経て決定されるものであり、相当であると判断しております。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

【吸収合併存続会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

【吸収合併消滅会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 をご参照ください。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従いまして、本合併後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

7. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容を、ただちに開示いたします。

以上

別紙 1

合併契約書

別添のとおりです。



吸　収　合　併　契　約　書

株式会社クレディセゾン（東京都豊島区東池袋三丁目１番１号、以下「甲」という。）と株式会社 ATR 家賃保証サービス（東京都千代田区内幸町一丁目５番２号、以下「乙」という。）とは、甲乙間の吸収合併に関して、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（本合併）

甲と乙は、本契約の規定に従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第２条（合併に際する金銭の交付及び資本金等）

１．甲は、乙の発行済株式の全てを保有している株式会社アトリウム（以下「丙」という。）に対して、第５条２項の計算書に基づき作成される 2020 年 11 月 30 日現在の乙の貸借対照表を基礎とする時価評価の結果に基づいた額（同貸借対照表上の純資産額を上限とする）の金銭（以下、「対価」という。）を交付するものとする。なお、時価の算定方法や対価の支払方法等は、別途甲と丙の合意により定めるものとする。

２．本合併に伴う甲の資本金及び資本準備金は、増加しないものとする。

第３条（合併契約の承認）

甲は会社法第 796 条第２項の規定に基づき、また、乙は同第 784 条第１項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を経ずに本合併を行う。

第４条（効力発生日）

本合併が効力を発生する日（以下「効力発生日」という。）は、2020 年 12 月１日とする。ただし、効力発生日までに本合併に必要な手続きを行うことができないときは、甲乙協議のうえ、これを変更できる。

第５条（会社財産の引継ぎ）

１．乙は、効力発生日において、乙の作成による 2020 年８月 31 日現在の貸借対照表及び財産目録を基礎とし、これに効力発生日の前日終了時点に至るまでの増減を加除した乙の一切の資産、負債その他の権利義務を甲に引き継ぎ、甲はこれを承継するものとする。

２．乙は、2020 年８月 31 日から効力発生日の前日までの間の資産及び負債の変動につき、別に計算書を作成し、その内容を明確にするものとする。

第６条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の運営及び財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合は、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを行うものとする。

第７条（従業員）

本合併に際し、乙の全従業員は丙に在籍しているため、甲は、その引継ぎを行わないものとする。

第８条（合併費用）

合併前までに発生する本合併手続に必要な費用の負担割合については、甲乙別途合意のうえ定めるものとする。

第９条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災事変その他の事情により、甲または乙の資産状態または経営状態に重要な変動を生じたとき、もしくは、契約不適合が発見された場合には、甲乙協議のうえ、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第１０条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項の他、本合併に関して協議すべき事項が発生した場合は、甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として、本書１通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、甲がその正本を、乙はその写しを保有するものとする。

2020 年 10 月 27 日

（甲）　東京都豊島区東池袋三丁目１番１号
株式会社クレディセゾン
代表取締役　山下　昌宏

（乙）　東京都千代田区内幸町一丁目５番２号
株式会社 ATR 家賃保証サービス
代表取締役　海東　浩

別紙２

株式会社ATR家賃保証サービスの最終事業年度に係る計算書類等の内容

別添のとおりです。

株式会社ＡＴＲ家賃保証サービス

事　業　報　告

（平成31年3月1日から 令和2年2月29日まで）

1. 当社の状況に関する重要な事項

当社は、住宅、店舗及びオフィス等の賃貸借における賃料等の保証業務を主な事業目的として、株式会社アトリウム100パーセント出資の下、平成28年11月7日に「株式会社ＡＴＲ家賃保証サービス」として設立され、当事業年度（以下「当期」という。）は平成31年3月1日から令和2年2月29日までとなっております。

当期は、保証件数及び保証料収入共に順調に伸び、売上高48,461千円（予算比116.6%）、営業利益16,882千円（予算比115.4%）、経常利益16,111千円（予算比114.6%）を計上いたしました。

また、当期につきましても、保証システムへの投資を行い、ソフトウェアとして10,227千円を計上いたしました。

なお、新型コロナ感染拡大による今後の当社業績に与える影響につきましては、現時点で不明であります。

2. 会計監査人について

当社は、会計監査人を設置しておりません。

3. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制

該当事項はありません。

以上

第４期

計　算　書　類

〔 2019年３月　１日から
2020年２月29日まで 〕

株式会社　ＡＴＲ家賃保証サービス

貸　借　対　照　表

（2020年2月29日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**135,039**	**流動負債**	**121,214**
現金及び預金	5,776	短期借入金	116,000
営業未収金	2,819	未払金	961
求償債権	20,916	未払費用	754
前払費用	125	未払法人税等	2,693
未収入金	116,778	賞与引当金	805
貸倒引当金	△11,377		
		固定負債	**7,903**
		保証債務引当金	7,903
固定資産	**10,568**	**負債合計**	**129,117**
無形固定資産	**8,758**	**純資産の部**	
ソフトウェア	8,758	**株主資本**	**16,490**
投資その他の資産	**1,810**	**資本金**	**10,000**
長期前払費用	764	**利益剰余金**	**6,490**
差入保証金	1,045	その他の利益準備金	6,490
		繰越利益剰余金	6,490
		純資産合計	**16,490**
資産合計	**145,607**	**負債及び純資産合計**	**145,607**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

損　益　計　算　書

（　自　2019年3月　1日
　　至　2020年2月29日　）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		**48,461**
売　上　総　利　益		**48,461**
販売費及び一般管理費		**31,579**
営　業　利　益		**16,882**
営　業　外　収　益		**0**
受　取　利　息	0	
営　業　外　費　用		**770**
支　払　利　息	770	
経　常　利　益		**16,111**
税引前当期純利益		**16,111**
法人税、住民税及び事業税		**6,283**
当　期　純　利　益		**9,827**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

（自 2019年3月1日　至 2020年2月29日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000	△3,337	△3,337	6,662	6,662
当期変動額					
当期純利益	－	9,827	9,827	9,827	9,827
当期変動額合計	－	9,827	9,827	9,827	9,827
当期末残高	10,000	6,490	6,490	16,490	16,490

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

個別注記表

（重要な会計方針）

1. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定債権については回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき計上しております。

(3) 保証債務引当金

家賃保証に係る債務保証について将来発生する危険負担に備えるため、将来発生すると見込まれる損失見込額を、実績率等を勘案して計上しております。

2. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（株主資本等変動計算書関係）

1. 当事業年度末における発行済株式の数

普通株式　200 株